

平成 2 3 年 第 6 回 臨時 会

津 別 町 議 会 会 議 録

平成23年第6回 津別町議会臨時会会議録

招 集 日 平成23年 8月 23日

場 所 津別町議会議事堂

開会日時 平成23年 8月 26日 午前10時00分

閉会日時 平成23年 8月 26日 午後12時06分

議 長 鹿 中 順 一

副 議 長 篠 原 眞 稚 子

議員の応召、出席状況

議席 番号	氏 名	応 召 不応召	出席 状況	議席 番号	氏 名	応 召 不応召	出席 状況
1	乃 村 吉 春	○	○	6	白 馬 康 進	○	○
2	谷 川 忠 雄	○	○	7	藤 原 英 男	○	○
3	茂呂竹 裕 子	○	○	8	山 内 彬	○	○
4	村 田 政 義	○	○	9	篠 原 眞 稚 子	○	○
5	鳥 本 英 樹	○	○	10	鹿 中 順 一	○	○

地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職氏名

(イ) 執行機関の長等

職 名	氏 名	出 欠	職 名	氏 名	出 欠
町 長	佐藤 多一	○	監 査 委 員	幾世橋良三	○
農業委員会委員長			選挙管理委員会委員長		
教育委員会委員長					

(ロ) 委任または嘱託

職 名	氏 名	出 欠	職 名	氏 名	出 欠
副 町 長	佐藤 正敏	○	監査委員事務局長	長良 英俊	○
総 務 課 長	林 伸行	○			
総 務 課 主 幹	川口 昌志	○			
企画財政課長	斉藤 善己	○			
企画財政課主幹	横山 智	○			
建 設 課 長	上野 安男	○			
建設課主幹	江草 智行	○			
会計管理者	酒井 操	○			
総務課庶務担当主査	松橋 正樹	○			

会議の事務に従事した者の職氏名

職 名	氏 名	出 欠	職 名	氏 名	出 欠
事 務 局 長	長良 英俊	○	事 務 局 主 任	中橋 育美	○
事 務 局 主 査	小泉 政敏	○			

会 議 に 付 し た 事 件

日程	区分	番号	件 名	顛 末
1			会議録署名議員の指名	5番 鳥本 英樹 6番 白馬 康進
2			会期の決定	8月26日 1日間
3			諸般の報告	
4			行政報告並びに提案理由の説明	
5	議案	47	契約の締結について（特定公共賃貸住宅新町団地建設工事）	
6	〃	48	契約の締結について（特定公共賃貸住宅緑町第2団地第Ⅰ工区建設工事）	
7	〃	49	契約の締結について（特定公共賃貸住宅緑町第2団地第Ⅱ工区建設工事）	
8	〃	50	協定の締結について（津別町営住宅まちなか団地（Ⅱ工区）買取事業）	
9	報告	12	例月出納検査の報告について（平成22年度5月分、平成23年度5月分、6月分、7月分）	

(午前 10 時 00 分)

◎開会の宣告

- 議長（鹿中順一君） ただいまの出席議員は全員であります。
ただいまより平成 23 年第 6 回津別町議会臨時会を開会します。

◎開議の宣告

- 議長（鹿中順一君） これから本日の会議を開きます。
本日の会議に付する議案は、お手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

- 議長（鹿中順一君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第 118 条の規定により、議長において
5 番 鳥 本 英 樹 君 6 番 白 馬 康 進 君
の両名を指名します。

◎会期の決定

- 議長（鹿中順一君） 日程第 2、会期の決定を議題とします。
お諮りします。
本臨時会の会期は、本日 1 日間にしたいと思います。
これにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長（鹿中順一君） 異議なしと認めます。
したがって、本臨時会の会期は本日 1 日間に決定しました。

◎諸般の報告

- 議長（鹿中順一君） 日程第 3、諸般の報告を行います。
事務局長に報告させます。
○事務局長（長良英俊君） これから諸般の報告を申し上げます。

本日の議事日程については、お手元に配付してあります日程表のとおりであります。

本日の会議に説明のため出席する者の職、氏名は一覧表としてお手元に配付しているとおりでありますが、職務の都合により一部に異動がある場合がありますことをご了承願います。

前議会から本日までの議会の動向につきましては、お手元に配付しているとおりであります。

以上でございます。

○議長（鹿中順一君） これで諸般の報告を終わります。

◎行政報告並びに提案理由の説明

○議長（鹿中順一君） 日程第4、行政報告並びに提案理由の説明を行います。

町長から行政報告並びに提案理由の説明に関して発言の申し出がありますので、これを許します。

町長。

○町長（佐藤多一君）〔登壇〕 本日ここに第6回臨時議会を招集いたしましたところ、議員各位には極めてご多忙のところご出席賜り、厚くお礼申し上げます。

ただいま発言のお許しをいただきましたので、第5回定例議会後の行政報告と本日付議いたしております4件の議件につきまして、提案の概要をご説明申し上げます。

はじめに、寄附についてであります。8月10日、津別町字本町7番地、有岡淳二様より平成23年春の叙勲受章お礼として、商工振興に役立てて欲しいと100万円のご寄附をいただいたところであり。ご厚志に深く感謝を申し上げ、ご趣旨に沿って有意義に使用させていただく所存であります。

次に、第41回つべつ夏まつりについてであります。7月2日、3日の両日、河岸公園において開催されました。2日の前夜祭では、活汲小中学校のリコーダー演奏会をはじめとして、津別中学校吹奏楽部の演奏会、つべつ千人踊り、よさこい演舞が行われ、最後に盛大な花火大会で締めくくり、約4,000人の来場者は大いに盛り上がったところであり。3日の本まつりは、HBCの公開録音によるキム・ヨンジャ歌謡ステージと、キングオブコメディの爆笑ライブが行われ、多くの来場者を魅了

したところですが、また、恒例となりました「つべつ川のぼり大会」をはじめとする各種イベントも予定通り実施され、来場された皆様に真夏のひと時を十分楽しんでいただけたものと思います。開催運営にあたり、ご尽力いただきました観光協会及び実行委員会をはじめ、夏まつりにご協力いただきました関係各位に対し改めてお礼を申し上げる次第であります。

次に、認知症高齢者の対策についてであります。関係機関が相互に連携し徘徊症状のある認知症の高齢者等を、行方不明となった場合は速やかに保護し、事故を未然に防ぐことを目的として「認知症高齢者等SOSネットワーク連絡会議」が7月7日に発足いたしました。この日の連絡会議には、警察や消防のほか商工会、農協、金融機関、介護事業所などに加え、新聞販売店やガソリンスタンドなど町内の協力団体も参加し、情報を共有しながら認知症の方と家族を町ぐるみで見守る態勢を確認したところでもあります。

また、7月19日には詩人で児童文学作家の藤川幸之助氏をお迎えし、「支える側が支えられるとき～認知症の母が教えてくれたこと～」をテーマに、中央公民館において町外からの28名を含む110名の方々の参加をいただき、認知症を考える講演会を開催したところでもあります。これから超高齢化社会を迎え、このような事業をとおして認知症を正しく理解し、だれもが安心して暮らせるまちづくりを今後とも目指してまいります。

次に、第61回社会を明るくする運動、「ふれあい町民のつどい」についてですが、例年7月を強調月間として全国各地で様々な事業が展開されているところであり、本町においても7月13日に中央公民館において、「ふれあい町民のつどい」を開催いたしました。このつどいには、90名ほどの方々が参加され、社会を明るくする運動の標語コンクールの表彰式及び「明るい家庭は食卓から」と題して、元置戸町学校給食センター管理栄養士、佐々木十美氏による試食を交えた講演が行われ、食べることの大切さを再認識する講演会となりました。

次に、グレステンスキー講習会についてですが、7月17日、18日、元オリンピック日本代表、岩谷高峰氏を講師に迎え、グレステンスキー講習会を開催したところ、全道各地よりスキー少年団、高校スキー部、さらには一般愛好家など32名の

参加がありました。参加者からは、グレステンスキーを利用してアルペンスキーの基本動作がマスターできたと喜ばれ、今後の利用拡大につながることを期待するものがあります。

次に、船橋市、南アルプス市との青少年交流事業についてであります。去る7月27日から29日までの日程で南アルプス市から25名、8月6日から10日までは船橋市から49名の各交流団が来町いたしました。両市交流団とも天候に恵まれ、ホームステイ、木工体験、ゴムボートによる川下り等様々な体験を通して両市と本町の児童生徒との交流の輪を広げ、元気に帰郷されました。この青少年交流事業を支えていただきました船橋市、南アルプス市並びに北見河川事務所等関係機関及び本町の各ボランティアの方々に心より感謝を申し上げる次第であります。

次に、第39回全日本ジュニアトランポリン競技選手権大会についてであります。7月28日から8月1日にかけて山形県上山市において開催され、津別町トランポリンスポーツ少年団、石井柊君が小学生高学年男子の部で77名出場中19位、中学生男子の部では笹本陸君が86名出場中17位の成績をおさめました。惜しくも入賞とはなりませんでしたが、今回の全国大会出場の経験を生かし、今後の活躍を期待するものがあります。

次に、株式会社安愚楽牧場についてであります。8月1日に信用調査機関から破綻情報が配信されたことから、8日、本町牧場の責任者に来庁を促し事情を聴取するものの詳細は不明であり、翌9日には東京地方裁判所に民事再生手続き開始の申し立てが行われたところでもあります。本町では、津別町字栄に平成19年に直営牧場が増設され、主に育成牛を中心に約4,500頭が飼育されていますが、町内に預託農家は無いものの、従業員30名のうち13名が町内に在住しており、雇用不安が懸念されるところです。報道機関以外の情報がほとんどない状況の中、対応に苦慮するところではありますが、道や関係市町との連携を密にしながら、推移を注視し適切な措置を図ってまいります。

次に、死亡交通事故ゼロ日運動についてであります。平成22年3月2日を起算日として取り組んでまいりました死亡交通事故ゼロ日運動は、平成23年8月2日に目標としていた500日を達成したところです。次の目標設定を700日（達成日、平成

24年2月18日)とし、関係機関のご支援を得ながら全町民とともにこの運動を推進してまいりますので、議員各位をはじめ全町民のご協力をお願い申し上げます。

次に、第42回全国中学校ソフトテニス大会についてであります。8月3日に旭川市で開催されました「平成23年度北海道中学校体育大会、第32回北海道中学校ソフトテニス大会」において、津別中学校3年生の河野斗夢君と佐藤雪路君のペアが男子個人の部で見事第3位に入賞し、8月16日から奈良県で開催された全国大会へ出場いたしました。結果は、残念ながら1回戦で惜敗しましたが、選手と指導にあられた関係者のこれまでの努力に敬意を表するとともに、今後の活躍を期待するものであります。

次に、第1回つべつ七夕まつりについてであります。8月6日、多目的活動センター「さんさん館」において、津別まちづくりセンター運営協議会と、つべつ七夕まつり実行委員会の主催により開催され、延べ約700人の来場を得て盛会な催しとなりました。会場には、願い事が書かれた短冊が柳に飾られるとともに、子どもたちによる手づくり行灯が設置され、七夕気分が演出されました。また、縁日コーナーや屋台村が設けられ、紙芝居や大正琴の演奏会、ジュンコアンドチープのコンサートが行われるなど、中心市街地での新たなイベントが誕生したところです。夕方からの強い雨にもかかわらず運営にあられました23団体の実行委員の皆様、そしてご協力くださいました多くの皆様にお礼を申し上げます。

次に、津別霊園無縁仏の供養についてであります。昨年より仏教振興会による津別霊園盂蘭盆供養会にあわせ執り行っているところですが、本年も8月7日に振興会35名をはじめ墓参りに訪れていた町民も参列し、津別霊園無縁有縁の碑の前で無縁仏の供養を行ったところであります。

次に、北海道社会貢献賞についてであります。本年度、優良看護職員として本町職員の林淳子主査が受賞いたしました。本町の保健師業務はもとより、北海道市町村保健活動協議会会長などの団体役員としての活動を通じた保健医療分野への貢献に対し表彰されたものであり、今後においてもさらなる活躍を期待するものであります。

引き続き、本日の付議議件について提案の理由をご説明申し上げます。

議案第47号「契約の締結について」は、特定公共賃貸住宅新町団地建設工事の請

負契約として、8月22日執行の指名競争入札の結果に基づき、落札者、網走郡津別町字旭町10番地1、株式会社工藤工務店代表取締役、工藤保男と契約を締結しようとするものであり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第48号「契約の締結について」は、特定公共賃貸住宅緑町第2団地第Ⅰ工区建設工事の請負契約として、8月22日執行の指名競争入札の結果に基づき、落札者、網走郡津別町字共和51番地2、株式会社清水建設代表取締役、清水靖則と契約を締結しようとするものであり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第49号「契約の締結について」は、特定公共賃貸住宅緑町第2団地第Ⅱ工区建設工事の請負契約として、8月22日執行の指名競争入札の結果に基づき、落札者、網走郡津別町字西3条14番地、兎建設株式会社代表取締役、兎功と契約を締結しようとするものであり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案第50号「協定の締結について」は、津別町営住宅まちなか団地（第Ⅱ工区）買い取り事業に関する協定について、8月22日の仮協定に基づき代表企業網走郡津別町字東2条23番地、津別建設株式会社代表取締役、蓮井和一と協定を締結しようとするものであり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上、提案議件について申し上げましたので、慎重にご審議の上、原案にご協賛賜りますようお願い申し上げ、行政報告並びに提案理由の説明にかえる次第であります。

どうぞよろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 以上で行政報告並びに提案理由の説明を終わります。

◎議案第47号～議案第49号

○議長（鹿中順一君） 日程第5、議案第47号 契約の締結について（特定公共賃貸住宅新町団地建設工事）から、日程第7、議案第49号 契約の締結について（特定公共賃貸住宅緑町第2団地第Ⅱ工区建設工事）までの3件を会議規則第37条の規

定により一括議題としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(鹿中順一君) 異議なしと認めます。

したがって、日程第5、議案第47号 契約の締結について(特定公共賃貸住宅新町団地建設工事)から、日程第7、議案第49号 契約の締結について(特定公共賃貸住宅緑町第2団地第Ⅱ工区建設工事)までの3件を一括議題とすることに決定しました。

議案第47号から順次内容の説明を求めます。

総務課主幹。

○総務課主幹(川口昌志君) ただいま上程となりました議案第47号から議案第49号につきまして、内容のご説明を申し上げます。いずれの議案につきましても特定公共賃貸住宅の建設工事発注にかかわる契約の締結についてでありまして、先ほどの提案理由にありまして、予定価格5,000万円以上の工事請負に該当いたしますことから、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条により議会の議決を求めるものであります。

それでは、議案第47号 契約の締結についてから順次内容のご説明を申し上げます。1、工事の名称は、特定公共賃貸住宅新町団地建設工事であります。2、建設の場所は、津別町字新町27番地18ほかでございます。建設位置等の工事の概要につきましては、別冊説明資料をごらんいただきたいと思っております。

資料のA3版2枚目、右下のほうに2-1と記入されているページになりますけれども、建設位置の案内図、配置図を示してございます。参考にごらんいただきたいと思っております。図面が少し小さくて見づらいことをご了承いただきたいと思っております。

建設棟数と戸数、住宅タイプを資料のA3版1枚目、一つ前のページになりますけれども1-1になりますけれども、上段に一覧表として記載をしております。今回建設を行う新町団地は、建設戸数は1棟4戸で、うち1LDKが2戸、2LDKが2戸となっており、1戸あたりの住戸専用床面積は1LDKで52.99平方メートル、2LDKで62.93平方メートルでございます。建築延床面積は各戸の物置部分、共用部分

等を含めまして 320.66 平方メートルとなっております。なお、事業を行う所管課より後ほど補足説明等を申し上げる予定としてございます。

議案の 3 の契約の方法は、町内業者 5 社による指名競争入札として 8 月 22 日入札を執行いたしてございます。4 の契約の金額につきましては 5,544 万円で、うち消費税及び地方消費税額は 264 万円でございます。5 の契約の相手方は、網走郡津別町字旭町 10 番地 1、株式会社工藤工務店代表取締役、工藤保男と契約を行おうとするものでございます。なお、工期につきましては、平成 24 年 3 月 16 日までとなっております。

以上、議案第 47 号の説明とさせていただきます。

引き続きまして、議案第 48 号 契約の締結について内容のご説明を申し上げます。議案第 47 号同様、予定価格 5,000 万円以上の工事請負費に該当いたしますことから、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得ま又は処分に関する条例第 2 条により、議会の議決を求めるものでございます。

工事の名称につきましては、特定公共賃貸住宅緑町第 2 団地第 I 工区建設工事でございます。2 の工事場所は、津別町字緑町 10 番地 1 ほかでございます。建設場所につきましては、説明資料の 3-1、A 3 版 5 枚目のページとなります。3-1 に建設位置の案内図、配置図を同じように示してございますが、現在の西町寿の家、南側に隣接する町有地となっております。建設戸数、面積につきましては、資料 1-1 に戻りますけれども中段の表にまとめて記載をしてございます。2 棟 7 戸、うち 1 棟は 1 LDK が 2 戸、2 LDK が 1 戸、もう 1 棟が 1 LDK が 3 戸、2 LDK が 1 戸となります。1 戸あたりの住戸専用面積は、いずれの棟も 1 LDK が先ほどと同じ 52.99 平方メートル、2 LDK が 62.93 平方メートルとなります。新町の特賃住宅と同じ面積となります。先ほどご説明いたしました新町団地と同じ住居面積になっておりますが、建築面積、床面積については 2 棟合わせて 563.87 平方メートルとなります。なお、各棟に戸数分の物置等も設置されることとなっております。

議案書 3 の契約の方法につきましては、町内業者 5 社による指名競争入札として 8 月 22 日入札を執行してございます。4 の契約の金額につきましては 9,849 万円で、うち消費税及び地方消費税額は 469 万円でございます。5 の契約の相手方は、網走郡

津別町字共和 51 番地 2、株式会社清水建設代表取締役、清水靖則と契約を行おうとするものでございます。なお、工期につきましては、同じく平成 24 年 3 月 16 日までとなっております。

以上、議案第 48 号の説明とさせていただきます。

引き続きまして、議案第 49 号 契約の締結について内容のご説明を申し上げます。本議案につきましても予定価格 5,000 万円以上の工事請負に該当しますことから、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例、第 2 条により議会の議決を求めるものであります。1、工事の名称は、特定公共賃貸住宅緑町第 2 団地第 II 工区建設工事。2、の工事場所は津別町字緑町 7 番地 1 でございます。建設位置、工事概要につきましては参考資料をごらんいただきたいと思います。資料の 4-1 に第 II 工区の建設位置と配置図を記載してございます。場所につきましては、緑町の道道北見津別線沿いでございまして、もと町有住宅と職員住宅があった場所に建設しようとするものでございます。建設戸数及び住宅部分の面積につきましては、先ほどの第 I 工区同様、2 棟 7 戸になります。1 LDK が計 5 戸、2 LDK が計 2 戸となっております。道道側に近いほうが 1 棟 4 戸、奥側が 1 棟 3 戸、第 1 工区同様各棟に各戸分の物置等が設置されることとなっております。議案書 3 の契約の方法は、町内業者 5 社による指名競争入札として 8 月 22 日入札を執行いたしてございます。4 の契約の金額につきましては、9,544 万 5,000 円、うち消費税及び地方消費税額は 454 万 5,000 円でございます。5 の契約の相手方は、網走郡津別町字西 3 条 14 番地、児建設株式会社代表取締役、児功と契約を行おうとするものでございます。工期につきましては、先ほどの 2 件同様、平成 24 年 3 月 16 日までとなっております。

以上、議案第 49 号の説明とさせていただきます。

以上、議案第 47 号から議案第 49 号までの 3 件の特定公共賃貸住宅建設事業に係る契約の締結につきまして内容をご説明申し上げましたので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 建設課主幹。

○建設課主幹（江草智行君） 特定公共賃貸住宅の新町団地、緑町第 2 第 I 工区、緑

町第2団地第Ⅱ工区の建設工事につきまして、事業の内容を説明したいと思っております。

最初に、資料の訂正のお願いですが、資料の1の1のうち、左側中、中ほどに、屋根形状について平屋根となっておりますが、これ陸屋根の間違いですので訂正をお願いいたします。また、右側の建設面積概要につきまして、表中に建築延床面積とありますのは、建築面積でありますので訂正をお願いいたします。大変申し訳ございません。

それでは、説明をいたしたいと思っております。特定公共賃貸住宅の建設工事につきましては、契約は3つになっておりますが、住宅の概要、設備等については共通化をして、基本的な平面とし、その組み合わせにより各棟を設計しているところでございます。このことから、最初は共通的部分から説明をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

説明資料の1-1をごらんになっていただきたいと思います。最初に住宅の概要でございまして、構造は木造平屋建てでございまして、構造システムとしては、2間一尺モジュールを標準として奥行き4間（7メートル28センチ）ですが、これで統一をしております。構造耐力は外周の壁と構造柱で確保することにより、筋交い施工や補強金物の省力化を図った構造となっております。住居環境は、ユニバーサルデザインに対応した内容となっております。段差のない床、建具について有効開口の確保などに配慮しております。また、間仕切り壁を軽量鉄骨とすることで、先ほど申し上げました家具の有効開口の確保とともに、間仕切り壁の強度の確保とコストの削減を図っております。外壁は耐久性に優れたガルバリウム鋼板と、一部カラマツ羽目板による仕様となっております。内壁はクロス仕上げが中心ですが、寝室、トイレの一部はトドマツの合板張りとしております。床は木製フローリングで、トイレと洗面所はビニール床シート、水に耐用したものとなっております。天井は化粧石膏ボードとなっております。屋根からの雪対策といたしまして、無落雪の陸屋根としております。照明については、玄関、浴室など6か所に設置し、居間、寝室などの部分については入居者にご用意をいただくこととなります。テレビにつきましては、各棟に総合アンテナを設置いたします。

続いて、給排水、衛生設備ですが、上水道については棟ごとに直圧方式での給水、

下水道は公共下水道への接続となります。トイレは、節水型洋式大便器、洗面台は車椅子対応となっております。このほかシステムキッチン、ユニットバス手すりつきです。これらを整備し、給水栓は操作が簡単なシングルレバーとしております。調理器具につきましては、電磁調理器のIHヒーターを採用いたしました。また、給湯設備についても、初めてヒートポンプ給湯機を設置いたします。暖房設備につきましては電気暖房として、居間、寝室には蓄熱暖房機、ユーティリティーには電気パネルヒーターを設置いたします。今回の特定公共賃貸住宅は、調理器、給湯器、暖房機がすべて電気となるオール電化が特色で、オール電化については初期投資はかかりますが、ランニングコストが安く、火災の危険度の減少などの長所があることから採用したものであります。換気設備につきましては、天井に設けたチャンバー、英語で小さな部屋とか室とかという意味になっておりますが、ここで地中に通したヒートチューブで取り込んで空気をここで暖めて室内に送り、トイレは浴室に取り付けた換気扇などで排気する換気システムとなっております。

建設面積の概要でございますが、建設する住宅の住戸タイプは1LDKと2LDKの2つでございます。住戸専用床面積は、1LDKが52.99平方メートル、2LDKが62.93平方メートルで、最初に申しあげましたとおり共通化したということで、この面積は資料に記載のとおり、各団地とも同じとなっております。新町団地は1棟4戸で、内訳は1LDKが2戸、2LDKが2戸となっております。延床面積は277.41平方メートル、建築面積は320.66平方メートルでございます。戸当たりの床面積、共用床面積は資料に記載のとおりでございます。

緑町第2団地第I工区は、1号棟（1棟3戸）と、2号棟（1棟4戸）の2棟で、内訳は1号棟が1LDKが2戸、2LDKが1戸、2号棟は1LDKが3戸、2LDKが1戸となっております。延床面積は1号棟が197.29平方メートル、2号棟は257.54平方メートル、建築面積は1号棟が243.27平方メートル、2号棟は320.60平方メートルでございます。戸当たりの床面積、共用床面積は記載のとおりでございます。

緑町第2団地第II工区は、3号棟（1棟4戸）と4号棟（1棟3戸）の2棟で、内訳は3号棟で1LDKが3戸、2LDKが1戸、4号棟は1LDKが2戸、2LDK

が1戸となっております。延床面積は3号棟が254.23平方メートル、4号棟は197.29平方メートル、建築面積は3号棟が315.21平方メートル、4号棟は248.35平方メートルでございます。戸当たりの床面積、共用床面積は記載のとおりでございます。

なお、建築単価でございますが、請負金額と延床面積をもとに積算いたしますと、新町団地では1平方メートル当たり19万9,849円、坪当たりでは65万9,502円となります。同様に緑町第2団地第I工区では、1平方メートル当たり21万6,542円、坪当たりでは71万6,589円。緑町第2団地第II工区では、1平方メートル当たり21万1,386円、坪当たりでは69万7,574円になってございます。

2-1ページをお開きいただきたいと思います。新町団地の配置図でございます。建設場所は議案のとおりで、敷地面積は1,213.23平方メートルにL字型に住宅を配置しております。次の2-2ページは平面図となっております。L字の交差点側に1LDKを配置し、外側に2LDKを配置する形となっております。物置は入り口付近にまとめ配置し、各棟への入り口までは雁木としております。2-3ページは2LDK、2-4ページは1LDKの詳細平面図となっております。2LDKの間取りにつきましては、ごらんとおりとなっておりますが、居室等の広さとしましては、居間がフリースペースと合わせて約10.5畳、洋室が約5.5畳、台所、ユーティリティーは3畳ほどを確保してございます。

次の1LDKにつきましても同様に居間が約10.5畳、洋室が6.5畳、台所、ユーティリティーについても2LDKと同程度の広さを確保してございます。なお、住宅の間取りについては、最初に申しあげましたとおり共通化をしております。このため、各住戸タイプの組み合わせにより、左右が反対、あるいは図面を裏から見たような間取りになることがございますが、基本的には同じ平面でございますので、緑町第2団地に係る説明資料では詳細平面図を省略していますので、ご了承をお願いいたします。

2-5ページは、立面図でございます。はじめの住宅の概要のところでも申しあげましたが、陸屋根としております。一部三角形で高くなった部分がありますが、この部分がチャンバーとなっております。

次いで3-1ページ、緑町第2団地第I工区の配置図をお開きいただきたいと思います。建設場所は議案のとおりです。敷地面積は1号棟で786.51平方メートル、2

号棟が 979.69 平方メートルで、合わせて 1,733.20 平方メートルでございます。ごらんのとおり用地が台形になっておりますので、それにあわせて狭い北側には 1 号棟として 1LDK 2 戸、2LDK 1 戸の 3 戸を配置し、南側の 2 号棟には 1LDK 3 戸、2LD 1 戸の 4 戸を配置してございます。

3-2、3-3 ページは、それぞれの棟の平面図でございます。両棟とも新町団地と同様に棟の入り口付近に物置を設け、雁木を設けております。

3-4、3-5 のページは立面図となっております。

次いで 4-1 ページでございます。緑町第 2 団地第 II 工区の配置図となっております。建設場所は議案のとおりです。敷地面積は 3 号棟で 876.10 平方メートル、4 号棟が 847.37 平方メートルで、合わせて 1,723.47 平方メートルでございます。第 II 工区も用地が台形になっておりますので、それにあわせて広い北側には 3 号棟として 1LDK 3 戸、2LDK 1 戸の 4 戸を、南側の 4 号棟には 1LDK 2 戸、2LDK 1 戸の 3 戸を配置する形となっております。

4-2、4-3 ページは平面図、4-4、4-5 ページは立面図でございます。内容については第 I 工区と同様な内容となりますので説明は省略させていただきます。

最後に外構工事でございますが、平成 24 年度に実施することとして、現在設計中であります。外構の内容につきましては駐車場、緑地などを予定しております。また、今後のスケジュールでございますが、工期は 24 年の 3 月 16 日となっておりますので、入居については 24 年 4 月を予定しております。なお、公募につきましてはその時期が異動の時期等であることを考えますと、できれば 3 月には行いたいと考えております。

以上、特定公共賃貸住宅の内容について説明申し上げましたので、契約の締結についてご承認くださるようお願い申し上げます。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

8 番、山内彬君。

○8 番（山内 彬君） 何点かお尋ねをしたいと思っております。まず最初に、特賃の緑町、新町含めて外部等の仕上げは、まちなか団地とやや似ているようでございますが、町民の批判もありますが、また黒い建物になるのかどうか、それあたりの意匠関係につ

いて最初にお尋ねをしておきたいと思います。

それから、緑町の第Ⅰ工区、第Ⅱ工区、1団地を2つに工区を分け設定して発注しておりますが、なぜ分けて発注したのかお伺いをしたいと思います。

それから、このそれぞれの契約の予定価格につきましてお伺いをしたいと思います。かつ、最近申し上げた工区を分けた理由の中で、経費面について配慮して分けたのかどうかお伺いをしたいというふうに思います。

それから、これまでの町の特賃はRCで建設しておりますが、今回木造ということで、ケアハウスの前にも木造の特賃を建設しておりますが、このたぐいの特賃の家賃の考え方について、あればお伺いをしたいとそういうふうに思います。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 総務課主幹。

○総務課主幹（川口昌志君） 予定価格の関係だけ先にご説明を申し上げます。まず、新町団地のほうの予定価格です。入札書の比較となりますので税抜きの方の予定価格ということで、税抜きで新町団地のほうが5,389万円でございます。

次に、緑町第2団地の第Ⅰ工区、9,618万円でございます。

次に、緑町第2団地の第Ⅱ工区、予定価格なのですが税抜きとなります、9,294万円でございます。

以上でございます。

○議長（鹿中順一君） 建設課主幹。

○建設課主幹（江草智行君） 特賃の外部の仕上げの色かと思いますが、その辺について私のほうから申し上げさせていただきたいと思います。

外部の仕上げにつきましては、ガルバリウム鋼板を主として使って、一部にカラマツの羽目板を使うという構造といいますか建て方になっております。ガルバリウム鋼板は先ほど申しましたように耐久性に富んでおりますけれども、ただ、色のバリエーションがあまり多くはないというところがございます。カラマツの羽目板につきましても、木の良さというものを殺すような塗装をすればいろんな色合いになるかとは思いますが、木の風合いをそのまま残すような色合いというふうになると、やはりこちらでも色のバリエーションが少なくなるという形になります。こういう条件の中で、よ

りよい意匠を心がけたいなというふうに現在のところでは考えております。

○議長（鹿中順一君） 建設課長。

○建設課長（上野安男君） 緑町第2団地の第Ⅰ工区と第Ⅱ工区に分けた理由でございますけれども、これにつきまして、従来からこういう計画をしたというのもございますけれども、基本的には技術的に難度の高い工事ではないと、そういうふうな状況の中で工区分けをすることによりまして、発注、入札、施工の機会を増やすことが町内業者の技術力の発展に寄与するものだというふうに私どもも考えておりますので、そういう観点から一応2工区で設定したものでございます。

次に、工区分けに伴います諸経費との関連でございますけれども、一つにすることによって諸経費率が普通は下がってくるというのが状況でございます。この例で申し上げますと、合算しますと直接工事費に対して共通、仮設、現場管理、一般管理含めまして合算しますと17.78、これは建築主体工事の場合でございますけれども、これに対しましてⅠ工区とⅡ工区の諸経費の合計がⅠ工区でいきますと18.31、Ⅱ工区で18.33でございますので、約0.55%が分けることによって諸経費が高くなるということになります。0.5%にしますと約100万までいきませんが、その程度の諸経費は合算に比べて分けることによって高いというような状況でございますけれども、さほど大きな諸経費率の差がないというふうに考えてございます。

それと、家賃の関係でございます。先ほど議員のほうからご質問のように、特賃RCから14年は達美第3団地で木造で施工した経過がございますけれども、最近特にまちなか団地におきましてもそうでございますけれども、国のほうが木造住宅を推進するというような法律もできまして、可能な限り木造のほうの建物にしなさいと。またRCでも見える部分につきましては木造をどんどん使っていきなさいというような法律が、多分昨年だというふうに記憶してございますけれどもできておりますし、我が町も木の町でございますので、ぜひ公共的な、特に住宅につきましても木造を導入したというような経過がございます。

それで家賃でございますけれども、今回これから、それぞれ住戸タイプごとに家賃の計算をしていくわけでございますけれども、特賃につきましては平成14年が最後でございますけれども、14年の書類を見ますと、あくまでも政策家賃というような表現をし

ておりまして明確な根拠がないと、そういうような記載がされております。ただ、特賃の法律上は上限額を定めているだけでございます、上限額を超えなければどのような内容でもいいというような判断ができるわけでございますけれども、現状の我が町につきましても民間住宅が少ないということで町が率先して公的住宅の建設を進めているような状況でございますので、そういう中で現在1LDKが2万5,000円、2LDKが3万5,000円、3LDKが4万円という形で、途中の中で見直しをした経過がございますけれども、あくまでもバランス上見直したというだけで、先ほど申し上げましたとおり明確な根拠がないというような状況の中で、これから今回建設されます住宅の家賃の決め方も非常に検討する中で難しいものはございますけれども、ただ、この今まで74戸ございます特賃住宅も年数にかかわらず同じ単価でございます。ただ、民間の場合は経年によりまして家賃が多分違うというふうに考えますので、そこら辺、経年の部分の現行の持っている74戸の家賃もどういふぐあいに見直すか、また、今回建設されます住宅は、先ほど主幹のほうから説明申し上げましたとおり、非常に建築工事自体はローコストに配慮されているところでございますけれども、設備が先ほどいいましたようにオール電化とか、給湯はヒートポンプによるエコキュートですとかIHヒーター、システムキッチンなど今までにない設備となつてございますので、その設備に係る投資の分を既存の家賃とどういふぐあいに比較反映させるのかというのは今後検討していかなければなりませんし、入居者にとっては即入居ができるというのは負担も少ない、ランニングコストも少ないというメリットもございますので、現行の家賃との比較もやはり十分していかなければならないというふうに考えているところでございます。

それともう1点、私ども担当するほうとしては、今回1LDKも非常に多い住宅となつてございますけれども、条例規則の中で40歳を超えると独身の方は入居できないという形になつてございます。これも時代に合うのかどうか、40を超えて単身の方も非常に入居を希望する例もございますし、また、町外からの転勤族といひますか町外から通勤されている方で何年かこちらに勤務するというような方もございます。そういう方も公営住宅は家賃のほうの収入の制限がございまして、特賃に入りたいけれども、ただ特賃のほうは40歳を超えていれば単身にも入れないというような状況でござ

いますので、いろんなことを想定しながらも、ここら辺の規定につきましても今後所管委員会とも協議しながら見直しできればそういう方向で検討したいというふうに今考えているところでございます。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 8番、山内彬君。

○8番（山内 彬君） まず、あそこの建物、新町含めて仕上げについては説明を伺ったわけですが、明確な答えにはなっていないかなと。ガルバリウム鋼板、それはまちなか団地と同じような仕上げになろうと思いますけども、私が言っているのは、どういう感じの建物になるのか。明るいのか暗いのか、真っ黒なのか、そのあたりをお聞きをしているわけで、どういう感じで考えているのか、当然もう考えておられると思いますので、それあたりについて再度お伺いをしたいと思います。

それから、この発注区分について、受注機会というのはわからんでもありませんけども、当然経費は高くなっているという説明があったわけですが、そのことにつきまして、第Ⅰ、第Ⅱ工区の指名業者について5社というふうに説明がありましたが、受注機会の観点からすると、第Ⅰ工区入札で落札した業者が第Ⅱ工区抜けたのかどうかちょっとわかりませんが、それあたりについて再度お伺いをしたいなと、そういうふうに思います。

それから、この家賃ですけども、この図面等を設備含めていろいろ説明がありましたが、これまでの住宅とはかなり向上した建物というふうに見受けられるところです。この家賃につきまして、この建物自体をどういうふうに位置づけて建設されたのか、それと家賃の絡みが当然整合性があると思われまますので、若年勤労者なのかどうか、その入居者をどのように考えてこの建設をしたのか再度伺いをしたいと、そういうふうに思います。

○議長（鹿中順一君） 総務課主幹。

○総務課主幹（川口昌志君） 入札にかかわる参加業者の関係でございます。緑町のⅠ工区、Ⅱ工区の関係でございます。Ⅰ工区の関係、先ほど説明したとおり落札者清水建設でございますけれども、引き続いたⅡ工区目の入札に関しては同じ5社ということで入札を執行してございます。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 建設課長。

○建設課長（上野安男君） 家賃の関係でどういう位置づけでこの建築を考えたかというようなご質問だというふうに受け止めておりますけども、非常に各町内の企業等の今後の住宅の希望動向などを判断しますと、非常に単身世帯がやはり不足しているというのが、若い世代、北見とか美幌とかから通っている方もいらっしゃいますけれども、企業のほうも最近若い方を非常に採用する機会が多いということで、お話を伺いますと、やはり単身向けの住宅も必要だというような考えから、即入居ができるようなグレードが高い住宅になってございます。若干建築の部分につきましては、ローコストの部分も含んでいますけれども、施設については非常にグレードが高いかなというふうに私どもも考えているところでございます。また、あと2LDKにしましたのは、最近14年度の達美第3、その前の10年の達美第2におきましても、世帯は3LDKで建築したところでございます。4LDKはその前、かえでですとかその前の住宅でございます。私どもとしては、できるだけ多くの方に入っていただくという観点からいきますと、3LDKは一たん入られますと非常に異動がないのが、よっぽど町外に転勤があれば異動されるのですけども、やはり3LDKに一たん入居しますとなかなか異動がされないというような状況でございます。といいますのは、やはり2Lと3Lの違いは、やっぱり子どもが1人いるか2人いるかによって状況が変わりますけども、でき得るならば2LDKは1人か子どもが小さい2人までにさせていただくというより、そういうような方を中心に入居を進めまして、それで手狭な部分につきましてはできれば町内に住宅を建てていただきたいと。3LDKすべてにしますと多分その方は津別に建てるといふ、これだけの安い家賃で入居されていますと、なかなか建てるといふような気持ちが沸いてくるのかどうかわかりませんが、そういうふうな状況も考慮しまして1Lと2Lという、3Lは今回建てないという考えで進めてきたわけでございます。

次に、色の部分についてのご質問ですけども、明るい色にするのか暗い色にするのか、どうするのかというご質問かと思えますけど、まだ色については決めておりません。ただ、今イメージの図面の中に実際カラーを入れて、どういう色がその建物にマ

ッチするのかという部分を検討した上で最終的に判断をしたいなというふうに考えております。今回羽目板が入ったり雁木が入ったり、当然窓等の建具の色とどうい
ぐあいマッチするのか、そこら辺も見ながら決めたいというふうに考えてござい
ましても、特別真っ暗か、とてつもなく明るいかなというそういう極端なことは多分
ないかなというふうに考えてございます。最近、住宅もだんだん黒っぽい色
が出てきているのも事実ですけれども、明るいカラーを使った住宅もござい
ますので、その建物にどのようにマッチするのか、その部分も考えまして今後
検討してまいりたいと考えております。

○議長（鹿中順一君） 8番、山内彬君。

○8番（山内 彬君） 工区分けについては、本来であれば受注機会という観点で
発注したというふうに聞いておりますので、Ⅰ工区、Ⅱ工区同じ業者が入札する
のはいかなものかと思っておりますので今後検討していただきたいなど、そうい
うふうに思います。

それから、家賃については当然津別のレベルでいえば若い人含めて住宅難が見
受けられるということで、できればその家賃についても配慮すべきではないかな
と、そういうふうに考えています。

外壁については、まだ決められておられないということで、今後決定するにあ
たっては委員会等を含めてよく説明した上で決定していただきたいと、そうい
うふうに要望を申し上げて終わりたいと思います。

○議長（鹿中順一君） ほかにございませぬか。

6番、白馬康進君。

○6番（白馬康進君） こういう機会ですので、私よくこの図面を見て、小さくて
ちょっと目が薄くなっちゃってよくわからないということで、ちょっと確認とい
うか教えてほしいのですが、新町の所、1棟4戸を建てるということですが、
奥狭まった所に町が残した土地に4戸を建てるといことですね、丸玉の所の倉庫
の所のあそこに。それで外構は後でやるということで、とりあえず建設するわ
けですが、売った所には先に2戸ぐらい買って建てているわけですが、あの奥
まったところの環境、地盤含めて非常にあそこの奥には排水が通って、よく
見るのですが排水の所の状態

が全然流れていないということで、今は雑草地になっていますけど、あそこをL字型で建てるというのですが、配置するというのですが、環境含めてどのように考えているのか、その辺ちょっと伺っておきたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 建設課主幹。

○建設課主幹（江草智行君） 新町団地の図面をちょっと見ていただきたいと思います。2-1になりますけれども、図面上でいきますと下段が町道になりまして、右側が昔の国鉄跡地になります。左側が既存の住宅地ということで、後ろ側は工場ですか、そちらの用地になるかと思います。ここに配置しています排水の問題なのですが、過去には丸玉産業さんからの煮沸槽の水が確かここに入っているということで、かなりにおいがするというのもございましたけれども、現在は煮沸槽がもう既に使われていなくなっておりますので、そういう水も入ってきていないというふうに聞いております。水は少なくなっているというふうにも聞いておりますので、におい等についてはそれほどでもないのかなというふうに考えております。

また、外構工事、この辺の環境につきましては、L字の交点のほうに駐車場を一応設けて、そこを基本的な入り口としたいというふうに考えております。その周囲につきましては、緑地というふうな形で利用したいというふうに考えています。L字ですので、ちょうど図面上でいきますと下の棟と上の棟の間が開くことになりますけれども、そこも緑地というふうにご利用していただきたいと。できればちょうどいいスペースといいますか広さがありますので、例えばこのスペースを入居者の方がお互いのコミュニケーションを図るようなことに使っていただいたり、あるいは自分で自分たちの子どものための物を置くなどして入居者さんの共通の話題ですとか、先ほど言いましたコミュニケーションとかと、そういうふうなものに使っていただけたらいいなというような考え方もありまして、周辺については緑地にして整備したいというふうに考えております。

○議長（鹿中順一君） 6番、白馬康進君。

○6番（白馬康進君） わかりました。そういう構想で考えているということで。

それで、私もあの付近に住んでいるものですから、あの辺をよく歩きますけど、今回特賃があそこにできるということで、周辺の既存の住宅もかなりありますが、こ

れちょっとこういう機会に言っているのかわかりませんが、前に建設課長に言ったのですが、あそこの既存の所の今度建てる付近の所の道路の縁石が非常に欠けていて、今度新しく建てる、やはりその部分が余計に目立つというか、やはりある程度やっぱりここに特賃が出て公的な住宅を建てるのですから、やはり既存の整備もきちっとしてやっておかないと、やはり次から次へと新しいものができることによってよくできると、ただ時間がたつにつれてやっぱりそういう道路整備なんかをしないと、やはりこういうところはちょっと町で手直ししてくれないのですかという声も聞くわけですが。余計今回はそういうものを建てる目立ってきますので、ぜひひとつその辺にも配慮して、せつかく緑地もつくっていい環境の中で公的施設ができるのですから、その辺も含めて検討していただきたいと思いますというのは、これは直接建設には関係ありませんけど、やはり地域住民というのはいろんなことで見ちゃいますから。

それから今主幹のほうからも排水の関係においてはあまり水もあれですし、丸玉の関係というけど、現在見ますとやはり結構な水でヘドロのにおいもするというので、あの辺の雑草地から見たら相当地盤的にも決していい所ではないと私は思っていますから、環境を含めてやはりその辺よく吟味した中でひとつやっていただきたいと思いますというのが私のお願いであります。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 建設課長。

○建設課長（上野安男君） 道路の縁石の補修につきましては、今後道路の維持補修の中で補修するように努めていきたいというふうに考えております。

それから、環境整備につきましては、ここに限らず、一たん施設ができて、その後の管理が非常に今どこの公営住宅もそうですけども非常に雑草といますか草の処理に頭を悩ませているような状況でございますので、今後も入居者も含めていろいろ美化の部分について注意していくようにはしてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

○議長（鹿中順一君） ほかにございせんか。

2番、谷川忠雄君。

○2番（谷川忠雄君） 1点だけ確認をさせていただきたいと。先ほど山内議員の質

問等に入札の関係についての関係がありましたけども、ここずっと入札結果については我々のところに土建含めてほぼつけているのではないかなというふうに思うのですけども、特に、こういう議決案件については入札結果報告をつければほぼ中身についてはわかるというふうに理解して、質問の問題も減るのではないかなというふうに思うのですけども、今回なぜつけていないのか、いろいろ事情がもしあるとすれば後追いになるのか、その辺ちょっと伺いたいというふうに思います。

○議長（鹿中順一君） 総務課主幹。

○総務課主幹（川口昌志君） 今回の入札に限らず、建設工事にかかわる入札結果の公表に関する要領というのがございます。それによりまして一定額以上の結果を議会のほうに報告するという規定になってございまして、1,000万円以上では委員会とか、5,000万円以上であれば議会というふうな形になってございますので、これ、しかるべき時期に議会のほうに報告する予定ではおりましたけれども、今回、入札の議件が出たということで、ちょっと資料等がその提出が前後という形になってしまいましたけれども、今後、そのような形で先にこういう入札の契約の締結関係が出れば、それも資料添付という形でする方向でちょっと検討したいということでございます。

以上でございます。

○議長（鹿中順一君） ほかにございせんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第47号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第 48 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第 49 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

以上の結果、議案第 47 号から議案第 49 号までの 3 件について、原案のとおり可決されました。

暫時休憩をします。

休憩 午前 11 時 10 分

再開 午前 11 時 20 分

○議長（鹿中順一君） 休憩を閉じ再開いたします。

◎議案第 50 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 8、議案第 50 号 協定の締結について（津別町営住宅まちなか団地Ⅱ工区買取事業）を議題とします。

内容の説明を求めます。

建設課主幹。

○建設課主幹（江草智行君） ただいま上程となりました議案第 50 号 協定の締結について説明申し上げます。平成 22 年度から買取事業により取得を進めております、

津別町営住宅まちなか団地につきまして、Ⅱ工区に係る買取事業について協定を締結しようとするものであり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものであります。

協定の内容ですが、事業の名称は平成23年度から平成24年度津別町営住宅まちなか団地（Ⅱ工区）買取事業であります。事業の場所は、津別町字旭町56番地1ほかであります。契約の方法は随意契約、協定の金額は2億5,475万4,500円でございます。うち消費税及び地方消費税額は1,206万9,499円であります。買取戸数は20戸、協定の相手方は代表企業、網走郡津別町字東2条23番地、津別建設株式会社代表取締役、蓮井和一と協定を締結するものであります。

続いて、説明資料をごらんいただきたいと思います。資料ページは5－1となります。公営住宅の買い取りにつきましては、平成8年の公営住宅法の改正により、建設以外にも買い取り又は借り上げでも可能になったことから、本町では、民活型手法の導入として平成22年度から23年度において津別町営住宅まちなか団地（Ⅰ工区）買取事業を実施しているところであり、提案の買取事業についても津別町営住宅まちなか団地のⅡ工区として買取事業に係る協定を締結しようとするものであります。

事業者の選定につきましてはⅠ工区と同様に公開型プロポーザルを実施し、提案のあった中から最優秀応募提案者として選定をしたところであります。応募者の要件としましては、企業又は企業などで構成されるグループで建設に関し企画、技術、工事管理、経営等について能力を有し、町内に本店又は本社を有する企業であること。設計、工事管理等に関しましては、道内に本支店又は本社を有する企業を構成要因とし、これら資格要件とともに買取事業の実施要領、応募要領、住宅の要求水準、審査基準等を示して公募を行うこととし、平成22年2月23日に事業者へ応募要領等の説明会を実施したところでございます。このときの参加者数は4事業者でありましたが、提案は3グループとなりました。提案に係るプロポーザルは11月18日に実施し、同日、最優秀応募提案者を決定しまして、11月24日に事業者へ通知したところでございます。なお、審査にはアドバイザーとしてオホーツク総合振興局、建設指導課も参加をいただいております。基本協定につきましては、協定の締結に向けた双方の努力義務、事業の円滑な推進のための双方の協力、諸手続きについて定め、12月7日に締

結したところであります。なお、設計管理として参画している企業は札幌市にあります株式会社創建社と、札幌に支店があります株式会社共立建築設計事務所でございます。基本協定締結後は実施設計、技術審査、建築確認申請などの事務を進め、買取金額を定め本年8月22日に協定の仮協定を締結したところであります。今回、本協定の締結に向け議会の議決をいただくものでございます。今後のスケジュールにつきましては、工事の完成を3月の月上旬、完成後に検定を行いまして売買契約、建物登記を行い、4月に入居の予定で作業を進めたいと考えております。

なお、2期分につきましては、平成24年5月工事開始、10月完成、11月入居の予定で進めたいというふうに考えております。建設場所につきましては、旭町56番地と64番地54でございます。買取事業により取得する内容につきましては、5-2ページをごらんいただきたいと思っております。買取戸数は総体で20戸になります。構造は木造平屋建てとなります。1期分としては、B棟とE棟の2棟10戸で住戸別タイプ戸数は1LDKが4戸、2LDKが4戸、3LDKが2戸となっております。2期分としてはF棟、G棟、H棟の3棟10戸で、住戸タイプ別戸数は1期分と同じ戸数となっております。住戸タイプごとの内容につきましては、5-3、5-4ページに基本となる平面図を載せてございます。5-3ページは南東に居間とバルコニー、北西に玄関を設けたタイプとなっております。5-4ページは南東に居間と玄関と、坪庭を設けたタイプとなっております。5の3のページのタイプは、D棟、E棟、F棟、5-4ページのタイプはG棟とH棟になります。住戸タイプごとの専用床面積は、5-3ページのタイプは1LDKで55.31平方メートル、2LDKで68.01平方メートル、3LDKで79.11平方メートル、5-4ページのタイプは1LDKで56.17平方メートル、2LDKで68.12平方メートル、3LDKで79.71平方メートルを基本としております。このほか3.73平方メートルの物置、各戸に風除室、共用部分についても設計をされております。設備につきましては、5-5ページをごらんになっていただきたいと思っております。設備については主なところを説明申し上げます。電気設備では照明設備としまして玄関ホール、洗面、トイレ、台所、流しの手元を設置し、スイッチはワイドパネルとしております。テレビアンテナは各棟に総合アンテナを設置し、共同利用となります。レンジ部分には、200ボルトの電源を設置しております。電磁

調理器の利用も可能としております。給排水・衛生設備では、直圧方式による水道、公共下水道の使用、台所洗面所の給水栓は使いやすいシングルレバーを採用し、子どもやお年寄りに配慮しております。トイレは節水型の洋式便器となります。調理器具としてガス台も使用可能となっております。給湯設備は電気温水器で3LDKで460リットル、2LDKで370リットル、1LDKで300リットルの容量のものを確保してございます。空調設備につきましては、暖房器具としてはFF型石油ストーブを設置できるようにしており、これはFF型石油ストーブは入居者負担ということになります。そのほか190リットルの石油タンクを屋外物置前に設置してございます。換気設備としましては、熱交換型換気扇を設置するほか、コンロの上部に戸別にレンジフードを設置いたします。

5-1ページに戻っていただいて、買取事業について述べたいと思います。1期分といたしましては、1億3,390万2,500円、2期分として1億2,085万2,000円、合計で2億5,475万4,500円となります。この合計額は今回の協定の金額となるものでございます。附帯設備でございますけれども、先ほど申しあげました物置のほか、外構工事については町が発注をするということで平成24年度に実施したいと考えており、ただいま設計中でございます。内容につきましては駐車場、それから緑地、通路、公園、これは児童公園ですが、これらについて進めて行きたいと考えております。

以上、説明申しあげましたので、買取事業に関する協定の締結につきましてご承認賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

8番、山内彬君。

○8番（山内 彬君） 最初にお聞きしたいのは、第Ⅰ工区既に完了含めてでき上がった部分と今建設中のものでございますが、先の契約の中で申しあげたとおり外壁等について第Ⅰ工区と同じような意匠になるのかお伺いをしたいと思います。

それから、既に建設をされた第Ⅰ工区の住宅につきまして、今回の第Ⅱ工区、改良点についてあればお伺いをしたいと、そういうふうに思います。

○議長（鹿中順一君） 建設課主幹。

○建設課主幹（江草智行君） 1点目の外壁については、第Ⅰ工区と同様になるのか

というご質問かと思いますが、まず、まちなか団地のⅡ工区につきましては、新たに公募型プロポーザルによりまして公募をして選定をしたということになりますので、第Ⅰ工区からの続きという工事内容ではなくて、原則的には全く新しい内容でつくというのが原則になるかと思えます。ですから、例えば今回は選定者が第Ⅰ工区と同じ企業体になりましたけれども、もし全く違った企業体のものが選定されたとしますと、違った形のものがあそこに建つという形になります。選定者が偶然といいますか同じでありましたので、住宅の設計内容を思想的にも似た内容になっております。そのことがⅠ工区とⅡ工区の調和性という点からはいいのかなというふうには思っておりますが、まだ同じ事業体であることから十分にⅠ工区と同じような意匠になるという可能性もあります。ただ新たな提案ということですので、その辺の意匠については今後事業体と協議をしていきたいと考えております。

それから、第Ⅰ工区と第Ⅱ工区での改良点というふうにおっしゃったかと思えますが、先ほど申し上げましたように新しい提案ですので、改良点ということにはならないかと思えます。強いて上げるならば違いというふうになるかと思えますが、この違いでいえばⅡ工区のものでありますと、後ろの棟、G棟とH棟になりますけれども、ここに先ほど平面図でもありますように坪庭を設けております。これはこの上の屋根というのがないということで、ここから光を取り込んでⅠ工区の国道側の住宅に比べて光をよく取り込めるようにしたというのがⅡ工区での改良点、大きな違いになるかと思えます。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 8番、山内彬君。

○8番（山内 彬君） この外壁等を含めた意匠については明確なお答えがないのですが、Ⅰ工区と同じ業者になったから同じものになるのではないかなという何か考え方を示されたようですが、町民全体が暗いということは既に町のほうも承知しているのではないかなと。やはりこういう小さな町で、これから明るく生きようという町民の考え方からすると、さんさん館含めて黒いものがどういう考え方かわかりませんが、やはり明るいものにしていただきたいなど、そういうふうには思います。まだ決めていないというふうにお答えいただきましたので、今後そのあたりにつきまして特

賃と同じように委員会等含めて、決める段階にあたっては示していただきたいなど、そういうふうに思います。

改良点については私が申し上げたのは、I工区で大分無駄な部分があったのかなど、そういう考えもあったものですから聞いたわけでございます。それについてはいろいろ考えがあろうと思いますけども、無駄なものを建設にかけてコストを上げることなく、やはり住居という考え方で今後やっていただきたいなど、そういうことでお答えをいただければありがたいというふうに思います。

○議長（鹿中順一君） 建設課主幹。

○建設課主幹（江草智行君） 先ほども申し上げましたけども、まちなか団地につきましては民間型活用といいますか、プロポーザルでやっております。つまり民間が設計をし、建設をし、工事監理もするという中で、でき上がったものを町が買い取るという事業になっております。その建築の中には町としてはこれだけの要求水準といいますか、住宅としてこれだけのグレードのものをという条件を提示して、その条件に合った場合は購入しますよと、もしなければ購入はしないということが協定から読み取れますので、そういうことでいきますと、その企画という内容の中にはある程度色とか意匠とか、それからデザインというのも十分に含まれているものというふうに考えております。ですから、そういうものを見込んで選定をしたということになりますので、こちらの一存でこうやれというわけにはちょっとまいらないかなというふうに考えています。その点で企画者であります事業体と十分に協議して進めたいというふうに考えております。

それから無駄があったのではないかというご指摘なのですが、こちらについてもプロポーザルでやっていますので、そういうデザイン性、つまり事業者としては基本的な考えに基づいてデザインを組み立てていると。そして、その基本的な考えも含めてプロポーザルで発表して、デザインも発表して選定をしているということになっております。プロポーザルをやった理由としましては、公共施設として建てる場合、公共施設として町が実際に直営で発注するよりは民間手法のほうが割安といいますか、よりいいアイデアと安い経費でできるだろうということを予測して行ったわけでありますので、また設計内容に無駄という観点で町がその設計内容にクレームといいま

すか、そういうことをするというにはある意味ではその企画、我々が選んだ企画を否定するということにもつながりかねないという恐れもありますので、そういう点では無駄というふうには考えてはおりません。プロポーザル、選んだほうの責任としてできるだけアイデアとかデザイン性などは尊重したいなというふうに考えております。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 8番、山内彬君。

○8番（山内 彬君） 町が買うということを念頭にきちっと置いてもらわないとならないと思います。町が買うということは公募で決まったかもしれませんが、それなりに買うということではいかがなものかなと。注文をつけて自分が気に入ったものを買うのが取り引きではないかなとそういうふうに思いますので、この点についてはしかと考えていただいて、契約してから気に食わないから買わないでもいいということにはならないと思いますので、事前にそのあたり打ち合わせをしながら町の意向に沿った建物を建てると、そういうのがこの取り引きではないかなと思いますので、その点について十分考えていただきたいなと思います。

改良点については無駄なというのは、余計なものをつける高いものを買うということになりますので、それあたりについて十分検討すべきではないかということで、これはよく今後考えていただきたいなということでお願いをしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 建設課長。

○建設課長（上野安男君） ただいま山内議員のほうから買うということを念頭において事業者のほうと十分詰めて事業を進めてくださいというご指摘だというふうに考えておりますので、そのような方向で今後とも進めてまいりたいというふうに考えております。ただ、このプロポーザル方式、昨年22年からスタートさせたわけですが、難しい部分は私どもの提案された中の部分について何点かこうしてほしいということで、昨年は直しました。それによって多少金額が変わったりしたわけですが、2年目、Ⅱ工区につきましては、たまたま同じ業者ということで、それらについて満たした形で出してくておりますので、Ⅱ工区については特別な注文をつけたような状況にはなってございません。ただ、限られた敷地の中でど

ういうぐあいにものを建てるかという部分については、いろんなアイデアなり建て方もございますので、そこら辺十分事業者と詰めて、今後外構の部分もございまして、詰めて進めて行きたいなというふうに考えてございます。

それと、施設の部分で余計なものは確かにないほうが良いというふうに考えてございますけども、設計を細かくいじっておきますと、根底からプラン自体から変えるような状況もございまして、私どもが選んだ理由の中にはプランもありますし値段もありますので、そういった内容を総合的に勘案しながら事業主さんをお願いしたというふうな進め方をしておりますので、多少私どもの考えと事業者さんとの部分ですり合せの部分で違う部分も中にはあろうかと思えますけれども、総体には私どもの提案、要求水準は達した上で出させていただいて、それを採用したというふうに私ども考えておりますので、ご理解いただきたいというふうに思います。

○議長（鹿中順一君） ほかにございせんか。

6番、白馬康進君。

○6番（白馬康進君） 難しいことではないのですが、ちょっと聞いておきたいのですが、今までの特賃の中にも達美も、それからシャレーもありますけど、今回もまたこの中に遊園地、一応児童遊園地ですか公園をつくるということで、構想としては大変子育て広場という形でつくるわけですが、往々にして児童遊園地というのは、小さい子どもがいるうちにはわりと利用していつているわけです。子どもが大きくなっちゃうと不必要というか、せっかくの広場がもう台無しになっている。野ざらしまではいかないけれども、せっかくの遊具もあり、いろいろあるけれど、そういうものを長い目で見た場合の児童遊園地、公園というものもきちっと描いてつくってもらわなかったら、当初はいいのですよ、なかなかこういうものを私たちも見ています、せっかくつくってあるのですが、どういうわけかあまりベンチがあったり遊具があっても活用しない。だから今回もこれだけの子育て広場でいろいろオブジェもつくるのですが、その辺もよく考えてきちっとした考えの中で先行きを見据えた公園もぜひひとつつくっていただいたいというのが私の願いですが、その辺はどう考えているのかお聞きしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 建設課主幹。

○建設課主幹（江草智行君） 児童公園の整備につきましては、外構工事ということで来年度工事をいたす予定であります。そのために今年度の実施設計いいますか設計を今現在進めているところです。その中では、いろんなアイデアがありますけれども、児童公園そのものではなくて地域の公園という形も兼ねるということで、単に子どもたちだけではなくて地域の人たちも楽しめるような公園、そういうふうな公園づくりも想定をしながら設計を行っているところでございます。そのためにご心配のありましたように、確かに子どもだけですと将来子どもがいなくなったときに使われないような公園になる恐れは十分に考えられますけれども、今回につきましては児童公園でありつつも、地域の公園という性格もあわせもったような公園を構想しておりますので、その点でご理解をお願いしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 副町長。

○副町長（佐藤正敏君） 今白馬さんのほうからちょっとお話がございました。今主幹のほうの説明したとおりだというぐあいに思っていますけれども、ちょっと触れておきたいのは、ここの建設予定地の関係でいえば、昨年度、あそこにありました遊園地を撤去して低所得の方の住宅を2棟つくらせていただいたと。それは地域の方からも移すことについて要望等も含めてあって、そこも考えなければならなかったということが1点あるかというぐあいに思いますので、その点をご理解をいただきたいと思います。ただ、全体的な児童遊園地の関係であります、今町内的に10か所を超える児童遊園地があるかと思っておりますけれども、白馬議員がご指摘されたとおり使われていないところですが本当にそういう状況も含めてありまして、この部分も原課のほうでは、一定の部分で整理をして集約するものは集約をしたいというような今考え方も持って、内部の中でもちょっと検討させていただいておりますので、その辺付け加えさせていただきたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 6番、白馬康進君。

○6番（白馬康進君） わかりました。それからちょっとこの機会に聞いておきたいのですが、第I工区でやりましたまちなか団地、あそこに花畑があるのです。ちょっと今はわからないですが、花畑をきちっとつくって管理している人と、花畑を全然手をつけないという形の中で調和がとれていないわけですが、その辺はせ

っかくああいう花壇もつくったり何だり、花畑もつくっているのですが、その辺は
どのような指導をしているのか、ちょっとお聞かせ願います。

○議長（鹿中順一君） 建設課主幹。

○建設課主幹（江草智行君） 花畑につきまして、実際花畑のスペースがあるという
のは第Ⅰ工区でいいますとA棟だけになります。B棟についてはそのスペース、花畑
のスペースもベランダ側といえますか国道側に本来的には、もしつけるとしたらそち
らにつくかと思うのですが、そちらのB棟はついておりません。じゃあA棟の花畑は
誰のものかというようなことになるのですが、これはA棟の人たちだけではなくて、
最終的にはあそこに住む人たちの花畑というふうになるというような考え方でござ
いましたけれども、地域の中で入居者の方たち皆さん集まっていたいて、花畑をど
うするのだという話し合いをしたことがございます。そのときに花畑ですから使う人
もいるし使わない人もいます。そういう中で、もしB棟の人も花畑を使いたいのであ
れば使ってもいいですよというお話をしたのですけれども、B棟としてはA棟の人の
目の前で自分の花をつくるのは難しいという話もございまして、またA棟の中には花
はつくりたいのだけど、もう体が動かなくてできないわというような形の方もいらっ
しゃいまして、実際には今A棟でつくれる方がつくっているというような状況になっ
ております。それでその話し合いの中には、将来的にどうするかということ、今すぐ
に結論は出ないということを皆さんとの話し合いの中でそうになりましたので、とりあ
えずは使える方は今使っていたいて、あとは花畑の草取りは皆さんでやっていただ
きたいということをお願いして了承をいただいている経過にございます。ですから、
今のところは明確に花畑の利用方法というのは、誰がどれだけ使うかというのは現在
のところはありませんで、使える方が今使っていて、あとはその花畑については皆
さんで雑草取り等の管理をしているというのが今の実態でございます。

○議長（鹿中順一君） 6番、白馬康進君。

○6番（白馬康進君） しかし、そういう話し合いをして今の経過を聞きますと、な
かなか入居者においても高齢者もいますから、なかなかこっちが思っているような形
にはならないということですね。ですから、これは問題は管理面なのです。さっきの
特賃もそうだけど、管理面できちっと条件というか、やっぱり入居するときに入居す

る段階の中で、きちっとそういうことを理解させていかなかったら、入ってから私は花畑はいらなかったのに、こんなものがあるからつくれないとか、体が悪くなったらできないだとか、B棟の人間がA棟の所に行ってやれったってやれるはずないです、人の家の軒下に行って。そういうことを考えると非常に難しい問題が起きてきます、これから団地の中でも。特賃の中でもいろんなものがあるのですよね、はっきり言って。自治会に付き合わないだとか、やれ草はとらないだとか、ぶっ飛ばしたとか、玄関の前のあれだとか、そういう細かいこと私は言いませんけど、そういう管理面を入居するときにやっぱりきちっと事前に話し合っ、そういう形の中でぜひひとつ快適な生活を皆さんで協力し合っ、やってくださいと。入ってから話し合いをします、いや、こうだこうだとなったら、なかなか私たちもああだこうだ聞きますし、その中には入っていけないのです。ですから、やっぱりそういう面でこれから小さなものもたくさんあるのです正直言って、そんなものはぐちぐち言いませんけど、やっぱり一つの問題を取り上げて、やっぱり入居者の問題と町の管理面、それから入居者の管理面、あわせてよく十分その辺も後でごたごた起きないように、せっかくいい所に入ってそういう問題で、人間関係でああだこうだということもないとはいえないのです、はっきり言って、私たち個人的に聞きますと。だからやっぱりみんなが共同生活ですから、そういう面での建設も大事ですけど、入った後のフォローというのですか、そういう面の関係もきちっと考えた中で、特賃なんかは特にこれから若い人が入りますから、ルーズな人もいますよ中には。いろいろ自治会の会長から聞いてますけど、そういうことを一々私は上げませんが、担当者は知っていると思いますけど、そういうこともやはりきちっと頭に置いた中で整理しながら、やっぱり快適な住居環境をつくってもらいたいというのが私のお願いであります。

何かあったら言ってください。

○議長（鹿中順一君） 建設課長。

○建設課長（上野安男君） 十分入居者とお話をして、環境美化等に努めてくださいというようなお話でございますけれども、地域の集会施設とか地域が持っている施設と違いまして、つくるときに相手方がいないというのが不特定多数の方が建ててから入るというような状況でございますので、その入居の方の考え方によっては非常に差

があると言いますか、私ども一番設計して工事を進めるときに一番問題なのは、やはり、こういう施設をつくって果たして利用されるのかという一番頭を悩ませる施設でございます。見てわかるように、このまちなか団地もコの字に囲んで世代間を交流しようという大きな狙いがある施設ではございますけども、現実にそういう世代の方が私どもの希望するような子どもを持っている世代とかお年寄りとか、相互に交流する場として提供しているわけでございますけども、当初、建て替えということで1Lについては高齢者がたくさん入って、高齢者の方ばかりが入ってしまうとなかなか地域の活動やら、いろいろ高齢者のよさを生かすという場所でもあるのですが、なかなかその交流ができないというのも事実でございます。これ担当者が非常に苦労している部分でございますので、これからも入居はまだ建て替えで移られる西町とか旭町の一部の方も建て替えで入りますので、それらとあと公募の部分、入居の方が住宅については公募になりますので、それらの方が入りまして初めてお話しをするような場面になりますので、非常に事前にお約束している分とお話がどんどん進んでいけば非常に運営もスムーズかというふうに思いますが、非常にそこら辺、公募やら不特定の方が入って来られるということで、非常に入居される方の考え方も自治会のほうからも非常に苦情もあるのも十分承知しておりますので、入居を選考して入居決定のときにはいろんな説明も、そこら辺の説明もするように今後とも努めてまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいというふうに思います。

○議長（鹿中順一君） ほかにございませんか。

4番、村田政義君。

○4番（村田政義君） 今私も同じような質問をしようかなと思ったのですが、いずれにしても今それぞれ答弁がされましたので、この後ぜひお願いしたいというように考えています。ただ、私も今年の町長の施政方針の中でも、やはり花の町、美しくて美味しい町というのが一つの基本になっていますから、できるだけ今の建てた所、新しい住宅、これがこのあと津別の一つの大きな住宅のメインにもなっていくのだろうと思いますが、どうも見ているとやっぱり外構、周り含めてやっぱり雑草がちょっと目立つなという環境になっていますので、そういったところも含めて、今言われたようにぜひ入居者と十分疎通を図って、この後の環境整備も含めてやっていただけれ

ばなど、このように考えていますので、よろしくお願ひしたいと考えています。

私がもう一つ聞きたいのは、外構工事の関係で24年度に発注して25年度に実施をするということで今説明を受けたのですが、この中に駐車場の関係、1住宅につき1台分の確保ということになっています。これが本来駐車場の入居の基本だろーと思っ
ています。ただ私が心配するのは、今本当に車社会の中で確かに入居者の中には車を持たない方もおりますし、場合によっては車2台持っている方もあろうかと思ひます。そういった部分で、基本は1台分の確保というのが基本になると思ひますが、できれば1住宅2台の確保は別としても、駐車場の予備駐車場、予備の駐車場等もぜひできれば確保するような形で進めていただければなというふうに感じています。といひますのは、やはりこの入居している人たちのところに家族含めていろんな方が訪れると思ひます。その際やっぱりどうしてもとめるスペースがやっぱりないというふうによく言われるものですから、すべてそれを100%確保するということは難しいのですが、多少ともそういった部分のところに応えていくのも、これからの行政の務めかなというふうに感じていますので、その辺についてちょっとお聞きをしたいと思ひますが、どのように考えていますか。

○議長（鹿中順一君） 建設課長。

○建設課長（上野安男君） 駐車場の部分でございますけども、Ⅱ工区につきましては非常にスペースが少ないということで、今現実には1台しか確保できなかったような状況でございます。ただ、Ⅰ工区も台数を確保しておりますけども、Ⅰ工区も高齢者の方が車を持っていない方が大分いらっしゃいますので、そこら辺の方との調整も図っていききたいなというふうに思っております。ただ、いずれにしてもあふれるような状況になれば隣の町有住宅、旧営林署のところとか、そこら辺今後どういうぐあいに整備していくかという部分がありますので、そこら辺が整備されるときにまた今の駐車場も含めてして対応してまいりたいというふうを考えてございます。

あと、環境整備につきましてご指摘のとおり非常に雑草が目立ったりしている部分がございますので、今後整備していくように、いろんな部分で努めていきたいというふうに考えております。

○議長（鹿中順一君） ほかにございませぬか。

3番、茂呂竹裕子さん。

○3番（茂呂竹裕子さん） ずっと気になっていたのですが、特賃住宅もこれから新しく建てるということだし、Ⅱ工区のまちなか団地もこれから建てるということなのですが、ペレットとの関係、オール電化だとか石油ストーブをつけるようにというようなお話があったのですが、今町が行っているペレットの生産について、やはりこういう集中暖房というような形ででも、そういうペレットを使っていくようなそういう構想は持てないのだろうかというふうに思うのです。というのは、今ペレット高いですね、ペレットのキロ当たり幾ら幾らっていうあれがあるのですが、もし、ペレットがもっともっと生産されるというような形になれば、その単価も安くなっていくというふうに思うのですが、そういう町の事業と、こういう町営住宅とのかかわりというのが全くないような形で進められているというのがすごく気になっているのです。やっぱりどれくらいペレット工場が稼働しているのかわかりませんが、全道で平均して17%ぐらいの稼働率だと、それが80%ぐらいになるとペレットの単価がキロ10円ぐらいになるだろうというふうに、あるNPOのそういうエネルギーの専門家が試算している話を先日聞いてきたものですから、やはり芦別市なんかは今集中暖房でペレットを使っていこうというふうな形もあるし、それから下川町なんかもそういうふうな形で構想があるというようなことも聞いていますので、うちの町はペレット工場を持ってやっていて、使用というか消費が伸び悩んでいるというような状況もありまして、そういうものを利用しつつ産業を盛り立てていくとか林業の振興を図っていくというふうなそういう視点が何か抜けているのじゃないかなというふうにずっと気になっていたのですが、こういうことについての今すぐどうこうということにはならないのかもしれませんが、太陽光発電にしても、そういうエネルギーとこういう新しい団地を建てる時の連携というのが何か抜けているような気がしているので、どういうふうなお考えがあるのかなというふうに思うので、一言お答えいただきたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 建設課長。

○建設課長（上野安男君） ペレットと公営住宅を含めた建築の部分の利用をできないかというふうなお話かと思いますが、ペレットも戸別のストーブというふう

考えますと、そのストーブですべて暖房から給湯からというのは非常に難しい、やはり補助的な部分だというふうに考えておりますし、集中暖房におきまして、やはり建物のコストとやはり対比をしなければならないというふうに考えておりますので、将来的な課題かなというふうには思いますけれども、今回のまちなか団地、特賃におきましても、林業の町であるということで木を可能な限り使った公営住宅、特賃住宅にしようということで進めておりますので、また、これからの課題としてペレットの利用を模索するようなことが検討課題としてありますので、そこら辺の研究をしてみたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

○議長（鹿中順一君） 3番、茂呂竹裕子さん。

○3番（茂呂竹裕子さん） これ以上のことは申しませんので、これからの研究課題ということで、しかし、ペレットの工場をつくったのは、もう二年ぐらい前ですよ、そういう政策と町のすべての事業の政策というのがリンクしていないというふうに私は感じているのです。やはり、町がやる仕事にやっぱり自分たちの持っている、そういう資源を使っていくというような、そういう視点が何となく欠けているなというふうに私は気になっていたもので、今後に活かしていただければというふうに思います。

答弁はいりません。

○議長（鹿中順一君） ほかにございせんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第50号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願ひます。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎報告第 12 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 9、報告第 12 号 例月出納検査の報告についてを議題とします。

監査委員から、平成 22 年度 5 月分、平成 23 年度 5 月分、6 月分、7 月分の例月出納検査について報告書が提出されたので、本臨時会に報告するものであります。

本案についてはご了承願います。

◎閉会の宣告

○議長（鹿中順一君） これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成 23 年第 6 回津別町議会臨時会を閉会します。

ご苦労さまでした。

(午後 12 時 06 分)